

# GCI Global View

2010年4月26日

## 【目次】

● シンガポール国家予算（後編）	P.1
● Global Markets	
1.オーバービュー	P.3

## 【連絡先】

株式会社 GCI アセット・マネジメント

○住所：〒101 - 0065 東京都千代田区西神田 3 - 8 - 1

○電話番号： 03 - 3556 - 5540(代表)

○電子メール： [administration@gci.jp](mailto:administration@gci.jp)

金融商品取引業者

関東財務局長(金商) 第 436 号

日本証券投資顧問業協会 加入

当資料は、株式会社 GCI アセット・マネジメントが情報提供を目的として作成したもので、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。当資料は、当社が信頼できると判断した情報データに基づき作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。当資料における見解は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 巻頭レポート

### シンガポール国家予算（後編）

シンガポールの 2010 年度予算におきましては、向こう 10 年間の経済改革に必要な国全体としての「能力」を築き上げる事に焦点が当てられており、経済戦略委員会（ESC\*注1）より提出された戦略計画にもとづき、「技能（Skills）、革新性（Innovation）、生産性（Productivity）に根ざした新しい経済成長の方向性に舵を切る。」という事が明確に謳われています。

\*注1：経済戦略委員会（ESC：Economic Strategies Committee）<http://www.esc.gov.sg/index.htm>

ESC は 2009 年 5 月に発足したシンガポールの国家成長戦略を担う委員会です。今回の政府予算はこの ESC の提言を受けた形で編成されており、今後のシンガポールを見ていく上で ESC の動向がまさに鍵となりそうです。

（ESC の提言内容・戦略計画は <http://www.esc.gov.sg/attactments/ESC%20Report.pdf>）

ジャンムガラトナム財務相を委員長に政府、労働団体、民間企業等からの 25 人の委員で構成されており、特に民間企業からは製造業、サービス業、外国企業、国内企業、大企業、中小企業と幅広く 14 名の委員が選ばれています。8 つのサブ・コミッティーから構成されており、全てのサブ・コミッティーが PUBLIC SECTOR、PRIVATE SECTOR 双方の CO-CHAIR で構成されています。[http://www.esc.gov.sg/about\\_subcommittees.html](http://www.esc.gov.sg/about_subcommittees.html)  
外国企業としてシーメンスとかプロクター・ギャンブルとかいった有名企業と並び、聞いた事も無い企業も名を連ねており面白いです。

さて、具体的な予算配分としては、企業と労働者の生産性向上に 5 年間で 55 億 S ドル（約 4000 億円\*注2）が計上されています。

\*注2：シンガポールの人口は日本の約 30 分の 1 ですから、日本円換算で考える場合は 12 兆円と考えると良いのでしょうか？尤も、予算執行における日本とシンガポールの効率性の違い（政官業中抜き問題）を考慮すると実質効果は数字以上に大きいと考えられます。

研究開発（R&D）の商業化、海外進出・海外業務強化を図る企業を後押しすると共に経済全般を再構築し、高付加価値産業への移行、効率の低い産業からの脱却を図る、と方向付けられています。「生産性・革新クレジット」計画を設け、業務内容の向上、価値創造につながる活動（R&D、知的財産の取得・登録、自動化など）に投資する企業に税控除が適用されます。（控除額は費用の 250%（現行は 100%）。適用期間は 2011～15 課税年度。）

他にも、

#### ○労働者の技能向上支援

労働者の能力向上では、継続学習・訓練（CET）計画を推進。予算は 5 年間で 25 億 S ドル。高齢、または低賃金の労働者を特に配慮したもので、勤労福祉所得補助（WIS）計画を補うものとして 3 年の時限措置で、勤労福祉訓練計画（WTS）を導入。受給資格は 35

歳以上。WTS では従業員が訓練を受けている期間の賃金と訓練費用の 90～95%を雇用主に助成。訓練を受ける労働者にも修了時に給付金を支給。WIS の給付額も増額。

#### ○合併・買収の後押し

企業買収は費用がかかることを考慮し、5 年間の時限措置で買収費の一部について税控除を認める。割合は 5%で、買収代金が 5,000 万 S ドルであれば、買収側の企業は 250 万 S ドルを課税所得から控除できる。未上場株の移転に対する印紙税も免除。

#### ○ハイレベル委員会の設置

生産性向上努力を調整し、継続学習のための包括的制度の策定に当たる組織として、政労使で構成する全国生産性・継続学習協議会を設置。委員長はテオ副首相（昨年副首相に抜擢された 1954 年生まれの注目政治家です）。税制措置を補うため国家生産性基金（当初基金は 10 億ドル）を設け、企業、産業ごとの生産性改善を資金面から支援。特に生産性改善の余地がある建設業を視野に、土木、建設面の能力向上、新技術投資などを後押し。

#### ○土地利用効率の引き上げ

工業用地の利用効率を高めるため土地高度化控除（LIA）を導入し、現行の工業ビル控除（IBA）を廃止。規定の容積率を達成、または上回った企業に、建設費に対し税控除を認める。

等々色々あるのですが、そういった中でも目を引く、というか意見が分かれデリケートな問題として議論されるものとして

#### ○外国人労働者雇用税の引き上げ

があります。現在、全労働力の 3 分の 1 近くを「外国人労働者」が占めているわけですが、この肉体労働中心の外国人労働者の雇用に当り雇用企業に対して、3 年かけ雇用税を段階的に引き上げる、としています。但し一方で、（ここが微妙なさじ加減なのですが）絶対数を制限するクォータ制は導入しない、としています。ワークパミットの労働者雇用税は 7 月 1 日付で 10～30S ドルの引き上げ。11 年と 12 年にも引き上げ 3 年間の合計で平均 100S ドル引き上げられます。

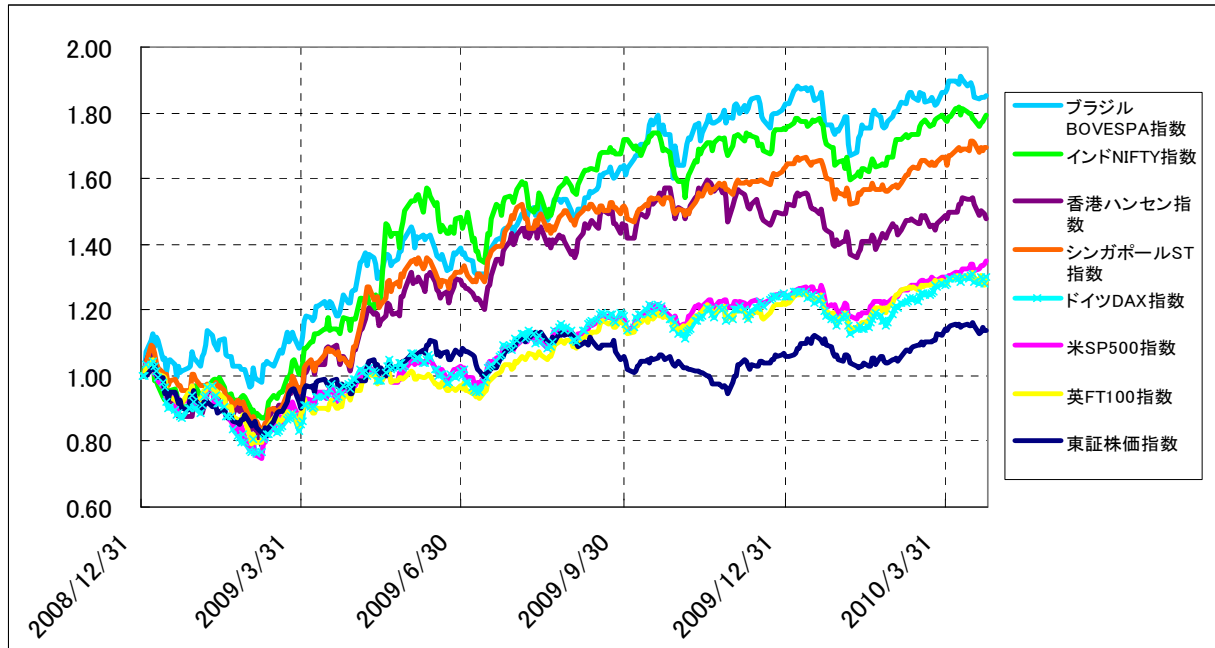
S パス所持者の雇用税は同日付で 50S ドルから 2 種に分け、100、120S ドルとなり、12 年にはそれぞれ 150、250S ドルまで引き上げるとしています。この措置は明らかに、単純労働低賃金外国人労働者の流入の制限効果になるわけですが、シンガポールの過去 10 年の年率 5%の経済成長は、その多くが外国人を含む労働力の拡大によってもたらされており、その事実を鑑みると今回のこの措置は意外に波及効果（波紋）が大きくなる可能性があるかもしれません。（青木）

## Global Markets (4月19日～4月23日)

### 1. オーバービュー

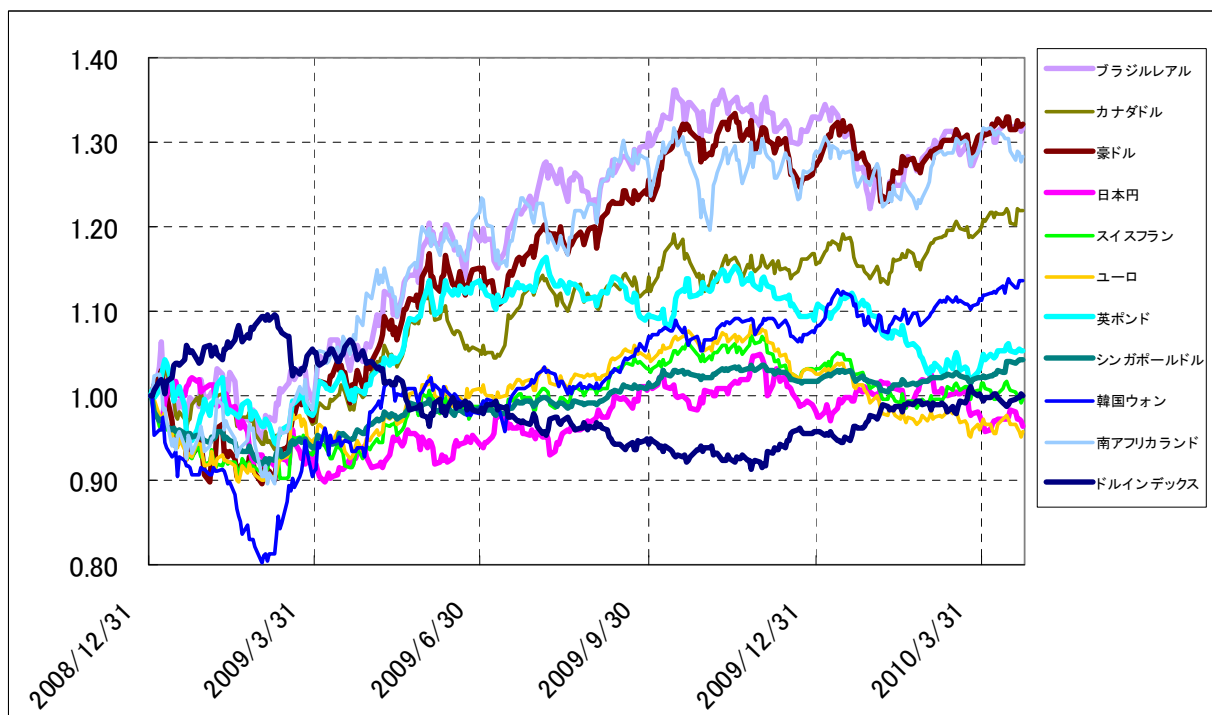
欧州ではギリシャの資金調達懸念がくすぶる中、株式市場は地域ごとにまちまちの展開となった。ゴールドマンサックス提訴の行く末は未だ不透明であるものの、米国では本件を含む当局の金融規制強化に向けた姿勢をある程度織り込みながら、ファンダメンタルズの改善と企業業績の回復期待から上昇モメンタムを維持した。

【各国株価インデックスの2008年末からの変化率の推移】

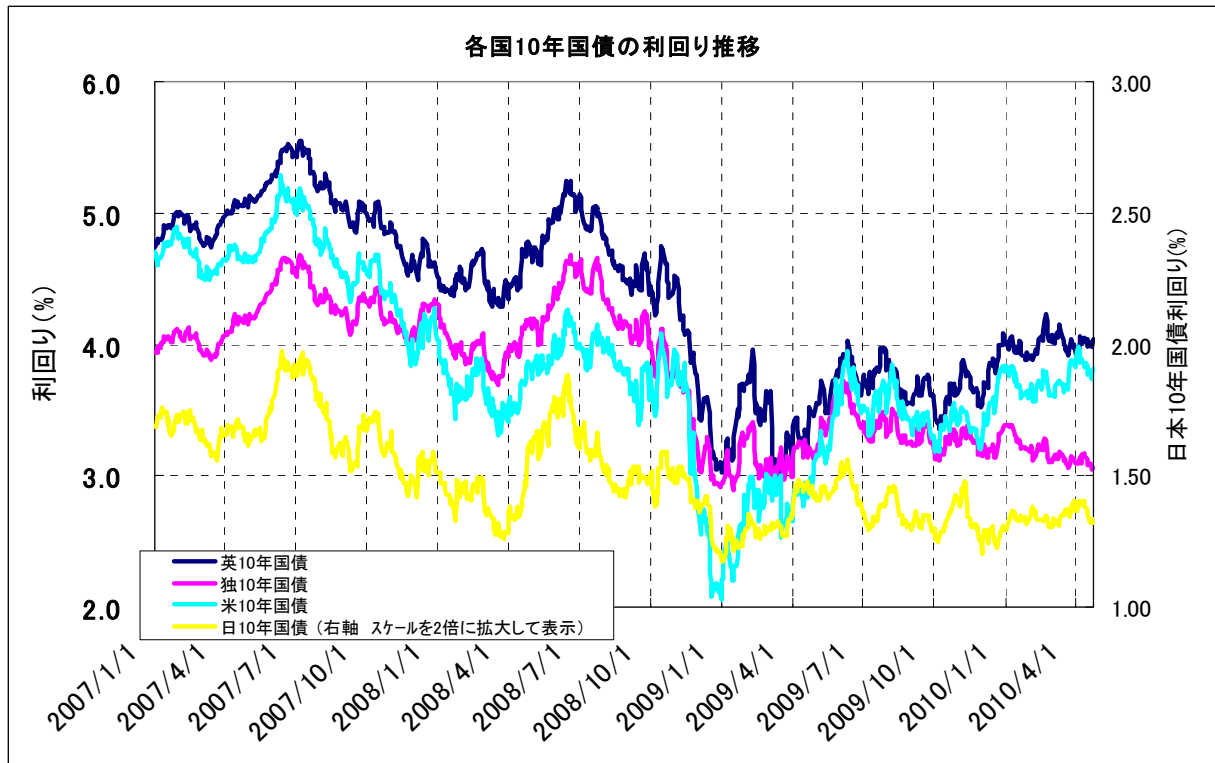


ギリシャの資金調達に対する懸念からユーロは再び調整モードながら、資源国、新興国も比較的堅調な動きとなる一方で円が弱含むなど、市場全般で見るとリスクマネーは積極姿勢を維持した。

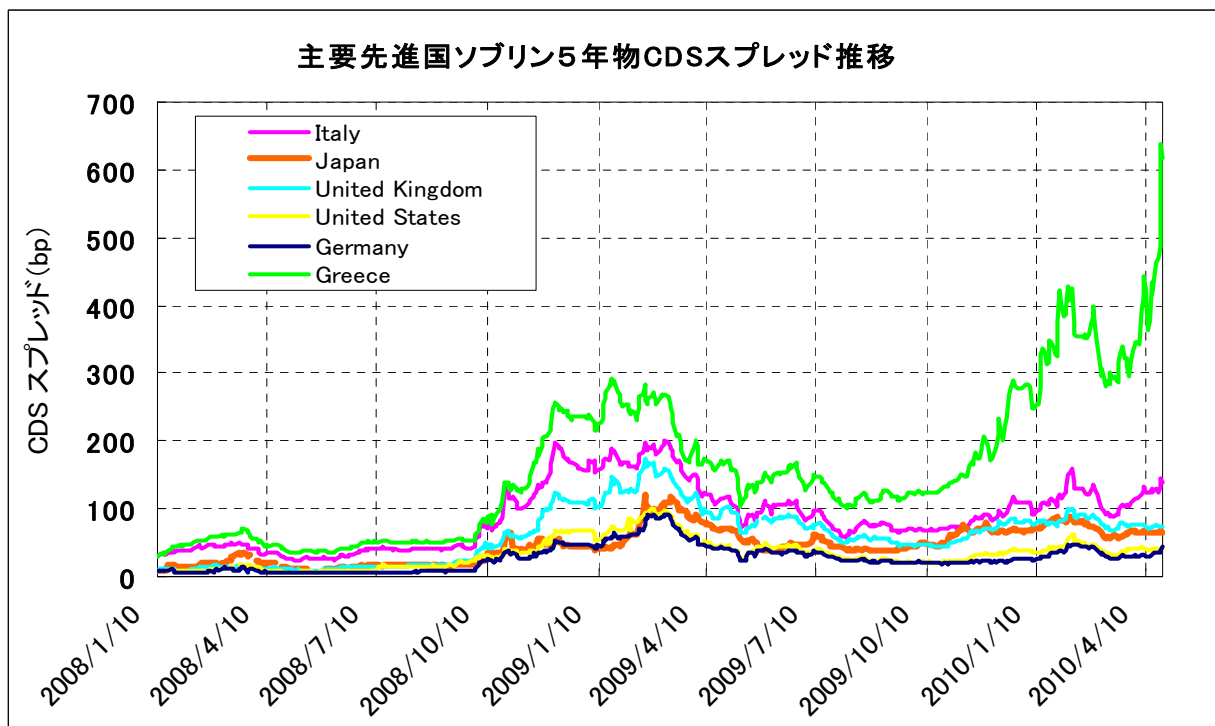
【各国通貨の2008年末からの対ドルでの変化率の推移】



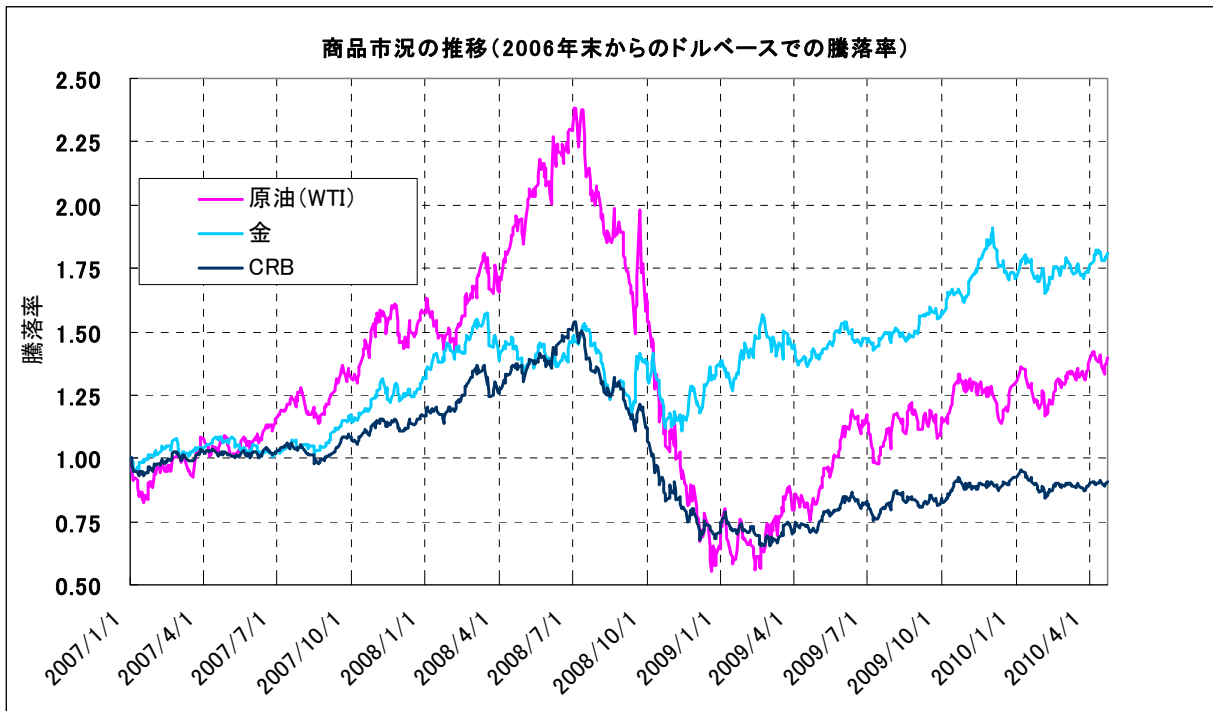
国債・金利市場では、欧州周辺国のスプレッド拡大以外はもみあいが続いた。ゴールドマンサックス提訴にまつわる不透明感も市場はある程度織り込み済みに。



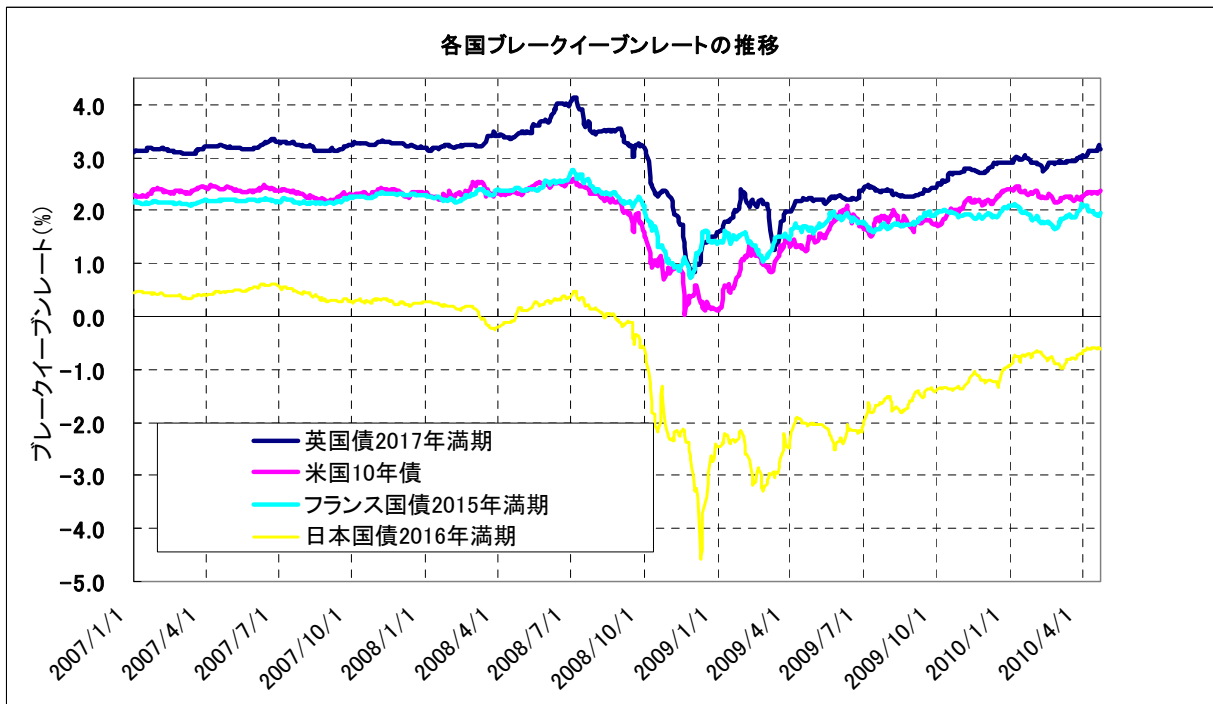
市場はギリシャの自力での財政再建と市場からの資金調達に疑問を抱きスプレッドは大幅上昇、ギリシャはEU及びIMFに支援要請に駆け込まざるを得ない状況に追い込まれた。その他南欧諸国でもスプレッドが拡大。



商品市況は概ねもみあい。



ブレイクイーブンレートは英国がゆるやかな拡大傾向を示す。



(末永)